龍ケ崎局
料金後納
郵　便

**1234567890

軽自動車税納税通知書（口座振替）

龍ケ崎市役所
〒301-8611　茨城県龍ケ崎市３７１０番地
電話 0297-64-1111
担当　税務課

※この納税通知書について，不明な点等がありましたら上記までお問合せください。

軽自動車税納税通知書（口座振替）

この通知書に記載された税額をご指定の預金口座から振替させていただきます。

龍ケ崎市長

見本

標識番号	種別	税率
備考		
納期限（振替予定日）		
金融機関情報		
納税義務者 住所（所在）		
納税義務者 氏名（名称）		

（個人情報保護条例により口座番号の一部を非表示にしています）

軽自動車税について

1. 課税の根拠
　地方税法第442条の2及び市税条例第79条の規定によって，軽自動車税が課税されます。

2. 納税義務者
　毎年4月1日現在，原動機付自転車，小型特殊自動車，軽自動車，二輪の小型自動車を所有する人が該当します。

3. 審査請求
(1) この処分について不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，龍ケ崎市に対して審査請求をすることができます。
　また，この処分の取消しを求める訴えをするときは，その審査請求の裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，龍ケ崎市を被告として（訴訟において龍ケ崎市を代表する者は，龍ケ崎市長となります。）提起することができます（なお，当該審査請求の裁決のあったことを知った日の翌日から6か月以内であっても，当該審査請求の裁決の日の翌日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
(2) この処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが，次のいずれかに該当するときは，審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
　①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
　②処分，処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
　③前2号に掲げるもののほか裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4. 延滞金等
　納期限までに税金を完納されないときは，納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ，その税額(税額に1,000円未満の端数があるときはその端数，税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。)に年14.6%の割合【注…特例基準割合(短期貸出約定平均金利＋1%)が年7.3%に満たない場合は，特例基準割合＋7.3%】，ただし，当該納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については，年7.3%の割合【注…特例基準割合が年7.3%に満たない場合は，特例基準割合＋1%】で計算した額の延滞金を徴収します。閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合です。
　納期限までに税金を完納されないため，督促を受け，かつその督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納されない場合は，滞納処分を受けることになります。

口座振替について（お願い）

・納税通知書に記載されている振替口座をご確認ください。振替口座の変更や廃止をする場合には，改めて口座振替依頼書の提出が必要となります。
・納期限（振替予定日）前日までに口座残高をご確認ください。残高不足などで引き落としができなかった場合，再振替はいたしません。後日，口座振替不能通知書（納付書）をお送りしますので，その通知書により金融機関窓口などで納付していただくようになります。
・軽自動車税は1件のお申込みで，納税義務者に対して課税されるすべてが，ご指定の口座から引き落としされます。納税義務者以外の口座を振替口座としてご指定されている場合はご注意ください。
・車両の売却・廃車などで一時的に課税がなくなっても，口座振替依頼書（廃止）を提出しなければ，口座振替のお取り扱いが継続されます。新規取得などで，再度課税された場合には，以前にご指定された口座から再び税金が引き落としされますのでご注意ください。